ハ　外国関係会社が経済活動基準に係る要件に該当することを明らかにする書類等の提出等がない場合の推定

国税当局の当該職員は、内国法人等に係る外国関係会社が経済活動基準に係る要件に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、その内国法人等に対し、期間を定めて、その外国関係会社が経済活動基準に係る要件に該当することを明らかにする書類等の提示又は提出を求めることができる。この場合において、その書類等の提示又は提出がないときは、その外国関係会社は経済活動基準に係る要件に該当しないものと推定する。

ニ　適用免除

特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が三〇パーセント以上である場合又は対象外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が二〇パーセント以上である場合には、本措置は適用しない。

(3)　部分対象外国関係会社に係る一定所得の部分合算課税制度

イ　合算対象となる外国関係会社

経済活動基準に係る要件の全てに該当する外国関係会社（以下「部分対象外国関係会社」という。）を一定所得の部分合算課税制度の対象とする。

ロ　合算対象となる金額

部分対象外国関係会社に係る一定所得の部分合算課税制度の合算対象となる金額は、次の(イ)から(ハ)まで、(チ)、(リ)及び(ル)に掲げる金額の合計額と、次の(ニ)から(ト)まで及び(ヌ)に掲げる金額の合計額（零を下回る場合には、零）を基礎として前七年以内に開始した各事業年度において生じた次の(ニ)から(ト)まで及び(ヌ)に掲げる金額の合計額が零を下回る部分の金額につき調整を加えた金額とを合計した金額（以下「部分適用対象金額」という。）とする。

(イ)　剰余金の配当等の額（次に掲げる法人から受ける剰余金の配当等の額を除く。）の合計額からその剰余金の配当等の額に係る一定の費用の額を控除した残額

①　持分割合が二五パーセント以上であること等の要件に該当する法人

②　持分割合が一〇パーセント以上であること等の要件に該当する外国法人（化石燃料を採取する事業（自ら採取した化石燃料に密接に関連する事業を含む。）を主たる事業とする外国法人のうち一定の要件に該当するものに限る。）

(ロ)　受取利子等の額（その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額及び一定の取引等に係る利子の額を除く。）の合計額からその受取利子等の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

(ハ)　有価証券の貸付けによる対価の額の合計額からその対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

(ニ)　有価証券の譲渡に係る対価の額（持分割合が二五パーセント以上の株式等の譲渡に係る対価の額を除く。）の合計額からその有価証券の譲渡に係る原価の額の合計額及びその対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

(ホ)　デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額（損失を減少させるために行った一定のデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額等を除く。）

(ヘ)　その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴って生ずる利益の額又は損失の額（その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる利益の額又は損失の額を除く。）

(ト)　(イ)から(ヘ)までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（損失を減少させるために行った一定の取引に係る利益の額又は損失の額を除く。）

(チ)　固定資産の貸付けによる対価の額（主としてその本店所在地国において使用に供される固定資産の貸付けによる対価の額及びその本店所在地国において固定資産の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること等の要件に該当する部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額等を除く。）の合計額からその対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

(リ)　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）（以下「無形資産等」という。）の使用料（自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料等を除く。）の合計額からその使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

(ヌ)　無形資産等の譲渡に係る対価の額（自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額等を除く。）の合計額からその無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額及びその対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

(ル)　次の①から⑩までに掲げる金額がないものとした場合のその部分対象外国関係会社の各事業年度の所得の金額から当該各事業年度に係る次の⑪に掲げる金額を控除した残額

①　支払を受ける剰余金の配当等の額

②　受取利子等の額

③　有価証券の貸付けによる対価の額

④　有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額からその有価証券の譲渡に係る原価の額の合計額を減算した金額

⑤　デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額

⑥　その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴って生ずる利益の額又は損失の額

⑦　①から⑥までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額

⑧　固定資産の貸付けによる対価の額

⑨　支払を受ける無形資産等の使用料

⑩　無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額からその無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額を減算した金額

⑪　総資産の額に人件費等の費用の額を加算した金額に五〇パーセントを乗じて計算した金額

(4)　外国金融子会社等に係る一定所得の部分合算課税制度

イ　合算対象となる外国関係会社

本店所在地国の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業又は保険業を行う部分対象外国関係会社でその本店所在地国においてこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの（以下「外国金融子会社等」という。）を一定所得の部分合算課税制度の対象とする。

ロ　合算対象となる金額

外国金融子会社等に係る一定所得の部分合算課税制度の合算対象となる金額は、次の(イ)に掲げる金額と、次の(ロ)、(ハ)及び(ホ)に掲げる金額と次の(ニ)に掲げる金額（零を下回る場合には、零）を基礎として前七年以内に開始した各事業年度において生じた次の(ニ)に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき調整を加えた金額とを合計した金額（以下「金融子会社等部分適用対象金額」という。）とする。

(イ)　一の内国法人等によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている部分対象外国関係会社で一定の要件を満たすもの（その純資産につき一定の調整を加えた金額（以下「親会社等資本持分相当額」という。）の総資産の額に対する割合が七〇パーセントを超えるものに限る。）の親会社等資本持分相当額が一定の金額を超える場合におけるその超える部分に相当する資本に係る利益の額